

宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宜野湾市長 松川 正則

宜野湾市条例第31号

宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が保有する建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項各号に掲げる書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しの交付事務について必要な事項を定め、行政サービスの向上及び事務の効率化を図ることを目的とする。

(写しの交付手続)

第2条 市長は、建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者から交付に係る請求を受けたときは、その者に対し、当該建築計画概要書等の写しを交付することができる。

2 前項の請求は、規則で定める申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(写しの交付範囲)

第3条 建築計画概要書等の写しの交付は、個人に関する情報を除いたものに限る。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報
- (2) 公表を目的として作成し、又は取得した情報
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(写しの交付制限)

第4条 市長は、申請に係る建築物及び指定道路が特定されていないときは、建築計画概要書等の写しの交付を行わない。

(写しの交付場所等)

第5条 建築計画概要書等の写しの交付場所及び日時は、規則で定める。

(写しの交付に係る手数料)

第6条 建築計画概要書等の写しの交付に係る手数料は、申請件数1件につき300円とする。

2 写しの交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

3 既に収められた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。